

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金のご案内

埼玉県産業労働部

【申請受付期間】

令和8年5月11日（月）～令和9年2月1日（月）

※ただし、受付期間中に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

【問合せ】

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点

（公財）埼玉県産業振興公社内

電話 048-647-4075

1 補助対象者

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「拠点」）に相談の上、拠点の登録人材紹介事業者又は拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等で、以下の（１）～（３）の要件を満たす者。

- （１）役員等が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定されるもの）又は暴力団の構成員、暴力団又は暴力団構成員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- （２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項及び第５項の規定に該当する営業を行う事業者ではないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者ではないこと。
- （３）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。

2 中小企業等

中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する「中小企業者」であり、埼玉県内に事業所を有する者（産業競争力強化法第２条第２４項に定める中堅企業者であり、かつ、資本金１０億円未満の企業で、県内経済への影響、中小企業との取引状況等を勘案し、県と協議の上対象とするものを含む）。

3 副業・兼業人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者。

4 補助対象事業

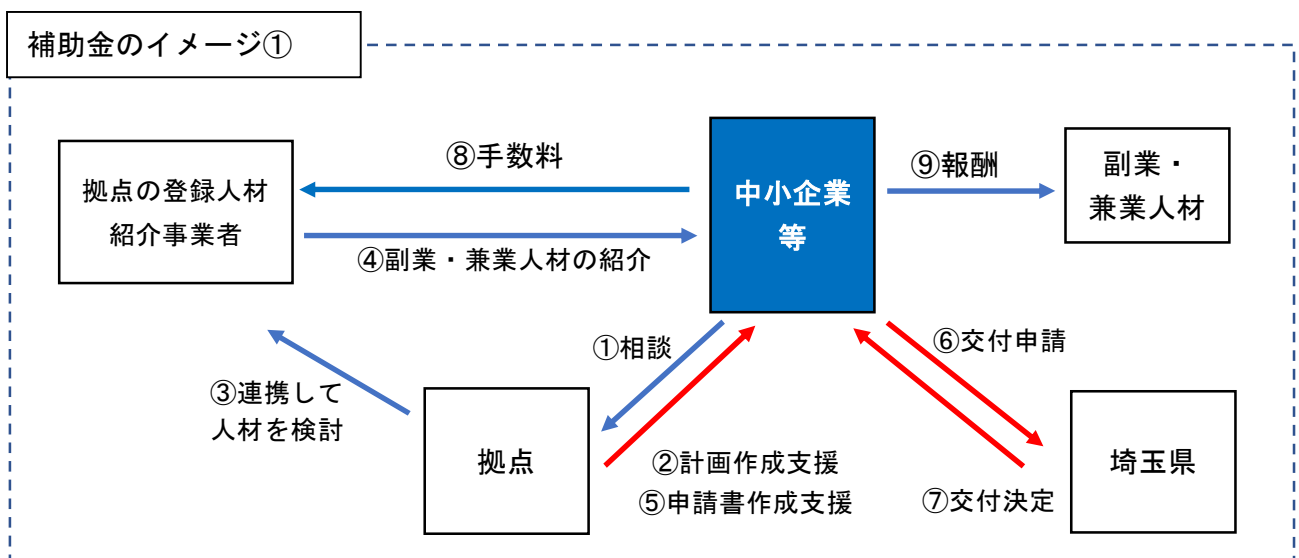
次の条件により、副業・兼業人材を確保した場合、当補助金の対象となります。

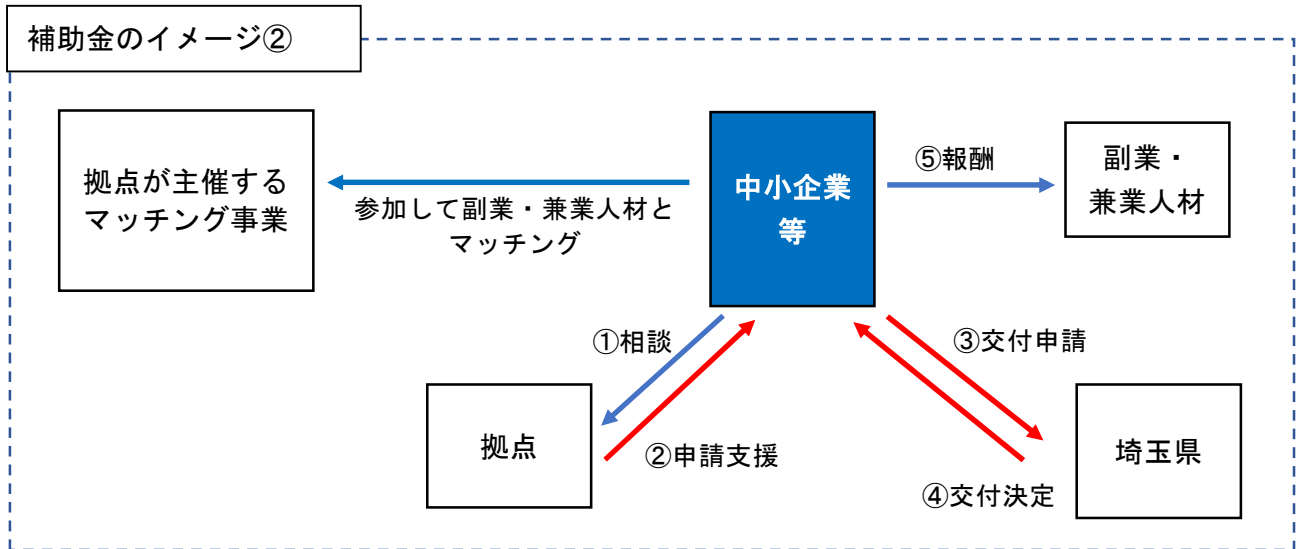
- ① 具体的な事業計画に基づき副業・兼業人材を確保すること。
- ② 契約日が、令和8年4月1日から令和9年1月31日までであること。
- ③ 契約期間が6か月以内であること。
- ④ 確保した人材が中小企業等の役員[※]の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 人材紹介手数料の支払が令和9年3月10日までに完了すること。
- ⑥ 委託業務が完了し、精算の上、令和9年3月10日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること。

※ 会社法第423条で定める役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）を指す。

5 補助対象経費等

区 分	内 容
補助対象経費	①補助事業者が登録人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料。 ②補助事業者が副業・兼業人材に支払う報酬。 なお、①及び②には消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	補助対象経費の10分の8（千円未満切り捨て）
補助限度額	1件につき50万円





6 申請方法

(1) 提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

(2) 申請受付期間

令和8年5月11日から令和9年2月1日まで

(3) 提出書類

「埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」）第3条に定める人材確保の方法によって提出書類が異なりますので御注意ください。

1) 拠点の登録人材紹介事業者を通じた人材確保の場合

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②申請者が登録人材紹介事業者に人材紹介サービスの申込をしたことを証する書類（契約書、申込書の写し等）
- ③人材紹介手数料の金額が確認できるもの（見積書、手数料内訳書、手数料確認書等）
- ④人材を確保したことを証する書類（委託契約書の写し等）
- ⑤誓約書（様式第1号別紙1）
- ⑥事業計画書（様式第1号別紙2）

2) 拠点が主催するマッチング事業への参加を通じた人材確保の場合

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②拠点が主催するマッチング事業に申請者及び確保した人材が参加したことを証する書類（拠点が発行する参加通知の写し等）
- ③人材を確保したことを証する書類（委託契約書の写し等）
- ④誓約書（様式第1号別紙1）
- ⑤事業計画書（様式第1号別紙2）

(4) 申請書の様式等の入手方法

埼玉県ホームページ又は拠点ホームページからダウンロードしてください。なお、申請書の作成については、拠点に相談しながら行うことができます。

(埼玉県ホームページ)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

(埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページ)

<https://www.saitama-projinzai.com>

7 実績報告

補助対象者は、事業完了（人材紹介手数料の納付及び報酬の支払いが完了）後、以下の書類を提出してください。

(1) 提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

(2) 提出期限

事業終了後30日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い方

(3) 提出書類

要綱第3条に定める人材確保の方法によって提出書類が異なりますので御注意ください。

1) 拠点の登録人材紹介事業者を通じた人材確保の場合

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②補助対象事業実績報告書(様式第5号別紙)
- ③人材紹介手数料の請求書の写し
- ④人材紹介手数料の納付が確認できるもの(領収書、振込明細、通帳の写し等)
- ⑤報酬(委託費)の請求書の写し
- ⑥報酬(委託費)の支払いが確認できるもの(領収書、振込明細、通帳の写し等)

2) 拠点が主催するマッチング事業への参加を通じた人材確保の場合

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②補助対象事業実績報告書(様式第5号別紙)
- ③報酬(委託費)の請求書の写し
- ④報酬(委託費)の支払いが確認できるもの(領収書、振込明細、通帳の写し等)

8 補助金の請求

補助対象者は、額の確定後、補助金請求書(様式第7号)及び通帳の写しを「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

9 事業内容の変更等

補助対象経費の20%を超える増減を伴う事業内容の変更がある場合は、県への申請が必要です。変更等を行う場合は、県まで連絡の上、速やかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出先

提出書類を「埼玉県電子申請・届出サービス」により、提出してください。

(2) 提出書類

- ①変更等承認申請書（様式第3号）
- ②変更後の事業計画書（様式第1号別紙2）
- ③変更内容が確認できる書類

10 補助金の返還

人材紹介手数料や報酬の全部又は一部の返還を受ける場合は、支払済みの補助金についても、返還額に応じた額を県に返還する必要があります。

人材紹介手数料等が返還となった場合、補助事業者は速やかに県に報告してください。

11 注意事項

(1) 状況報告及び是正措置

本補助金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求め、関係機関に照会することがあります。また、検査又は報告等の結果、本補助金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

(2) 交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請等、本補助金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還していただきます。返還に当たっては、当該補助金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。

また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

(3) 補助金関係書類の保存

補助金関係書類は、最低7年間大切に保管してください。

12 電子申請・届出サービスについて

本補助金の必要書類の提出は、「埼玉県電子申請・届出サービス」で行います。本補助金の申請に係る操作マニュアルは県ホームページに掲載しています。

(電子申請・届出サービスのページ)

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay

(本補助金の申請に係る操作マニュアル掲載ページ)

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/projinzai/hukugyo_kengyo-hojo.html

1 3 問合せ先

(申請方法、申請書の作成について)

埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（公財 埼玉県産業振興公社内）

TEL：048-647-4075

(補助金制度、手続の進捗について)

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 TEL：048-830-4516

(電子申請・届出サービスについて)

コールセンター

固定電話：0120-464-119

携帯電話：0570-041-001

<補助申請の流れ>

実線の囲みが申請者の作業です（青字は電子申請による手続）

